

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和 7 年 1 月 17 日

長崎県杵岐病院
院長 向原 茂明

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 6 壱病第 101 号
- (2) 工 事 名 長崎県杵岐病院増築棟及び既存棟改修（一期）工事
- (3) 工事場所 長崎県杵岐市郷ノ浦町東触 1626 番地
- (4) 工 期 令和 8 年 5 月 31 日限り
- (5) 工事概要 建築工事一式
規模 増築部分
延べ床面積 1748.30 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建て
用途 病院
改修部分
延べ床面積 107.0 m²
構造 鉄筋コンクリート造
用途 病院
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号 [最終改正 令和 5 年 3 月 17 日長崎県告示第 198 号]。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 16 号に規定する事後審査型入札である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2 の（1）及び（2）に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の（1）及び（2）の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第 7 条第 6 項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

| | | |
|--------------|--|--|
| 共同企業体の構成員数 | 3 者 | |
| 出 資 比 率 | 最小限度 20 % | |
| 資 格 要 件 | 代 表 構 成 員（1 者） | その他の構成員（2 者） |
| 建設業の許可に関する条件 | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 |

| 資格要件 | 代表構成員（1者） | その他の構成員1 | その他の構成員2 |
|----------------|---|--|--|
| 営業所等の所在地に関する条件 | — | 長崎県内に主たる営業所を有する者。 | 長崎県内に主たる営業所を有する者。 |
| | ただし、長崎県壱岐振興局管内に主たる営業所を有する者（壱岐市準市内業者（※）を含む。）を構成員に必ず含むこと。 | | |
| 総合数値等に関する条件 | <p>総合評定値が、1,000点以上であること。</p> <p>または、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が950点以上、かつ主観点が30点以上であること。</p> <p>イ 壱岐振興局建設部管内に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が30点以上であること。</p> | <p>ア 長崎県内に主たる営業所を有する者は、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクであること。</p> <p>イ 長崎県壱岐振興局管内に主たる営業所を有する者（壱岐市準市内業者（※）を含む。）は、建築一式工事に係る壱岐市における格付等級がAランクであること。</p> | <p>ア 長崎県内に主たる営業所を有する者は、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がBランク以上であること。</p> <p>イ 長崎県壱岐振興局管内に主たる営業所を有する者（壱岐市準市内業者（※）を含む。）は、建築一式工事に係る壱岐市における格付等級がBランク以上であること。</p> |
| 年間平均完成工事高 | 条件なし | 建築一式工事において1億円以上 | ア：建築一式工事において1億円以上 イ：条件なし |
| 経営事項審査の審査基準日 | 経営事項審査の審査基準日は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとする。ただし、令和6年7月1日以降に長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。 | | |

（※）「壱岐市準市内業者」とは、以下の要件を満たす者を指し、長崎県壱岐振興局管内業者と同等の取り扱いとする。

（要件）

壱岐市内に建設業法第3条第1項の支店等を有していること。ただし、支店等については、令和6年4月1日において壱岐市内に引き続き10年以上支店等を有していること。かつ、次の①②の条件のいずれも満たす従業員を8人以上雇用していること。

- ① 入札公告日の前日において引き続き3か月以上壱岐市内に住所を有している者。
- ② 入札公告日の前日において引き続き3か月以上常用雇用されている者。

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所であり、当該営業所は本店たる営業所をいう。

（注2）「名簿」とは、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿をいう。

（注3）「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

ただし、長崎県外に主たる営業所を有する者においては、「総合評定値通知書における総合評定値」とする。

(注4)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第 20 条第 1 項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

| | 代表構成員 | その他の構成員 1 及び 2 |
|-----------------|--|----------------|
| 同種工事の施工実績に関する条件 | <p>平成 25 年度から令和 5 年度に元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、1,000㎡以上の建築物の新築工事等（新築工事、増築工事又は改築工事で、建築一式工事を対象とする）の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を 2 以上とする）があること。</p> <p>なお、施工実績となる建築物は、1 棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積に限る。</p> | 条件なし |

| | | |
|-------------|--|--|
| 配置技術者に関する条件 | 以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。 | 以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。 |
| 国家資格等 | <p>① 次に掲げる条件のいずれかを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の免許を有すること。 「建設業法第 15 条第 2 号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第 128 号）の第 1 号及び第 5 号の規定により、国土交通大臣が法第 15 条第 2 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第 26 条第 5 項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過していない者。</p> | <p>① 次に掲げる条件のいずれかを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の免許を有すること。 「建設業法第 15 条第 2 号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（平成元年建設省告示第 128 号）の第 1 号及び第 5 号の規定により、国土交通大臣が法第 15 条第 2 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第 26 条第 5 項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過していない者。</p> |

| | | |
|--------|--|--|
| その他 | <p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p> | <p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること。 （長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外）</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。</p> |
| その他の条件 | 当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。 | 条件なし |

(注1) 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注2) 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注3) 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

| 区分 | 担当内容 | 担当部局 | 電話番号等 | 住所 |
|---------|---------------------|-------------------|--|--------------------------------------|
| 入札・契約担当 | 提出書類、入札・契約に関する事項 | 長崎県壱岐病院 総務課財務係 | TEL 0920-47-1229 FAX 0920-47-5607 | 〒811-5132 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1626 番地 |
| 工事・技術担当 | 設計図書の内容等技術的要素に関する事項 | | | |

4 提出書類

- (1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ
- (2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ
 - ② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの、壱岐市準市内業者の要件を満たす証明書の写し等）を添付すること。
 - ③ 上記①、②のほか、2-(2)(注3)の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

| | | |
|---|---|---|
| 【交付について】 書類様式、入札説明書及び設計図書等の交付期間及び方法 | 【交付期間】 令和7年1月20日(月)から 令和7年2月7日(金)まで | ①書類様式については下記のホームページにて交付する。 【長崎県病院企業団】 https://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/ 【長崎県壱岐病院】 https://iki-hospital.jp/ ②入札説明書、設計図書等については、上記3の入札等担当部局で配布を行う。 |
| 【提出について】 競争参加資格確認届出書等の提出期間及び場所 | 【提出期間】 令和7年1月20日(月)から 令和7年1月31日(金)まで | 3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。 |
| 【質問について】 入札説明書等に関する質問期間及び場所 | 【質問期間】 令和7年1月20日(月)から 令和7年1月31日(金)まで | 3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。 |

| | | |
|-----------------------|---------------------------------------|--|
| 上記回答期限及び回答方法 | 令和 7 年 2 月 4 日 (火) まで | <ul style="list-style-type: none"> ・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページに掲載 <p>【長崎県病院企業団】 https://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/ 【長崎県壱岐病院】 https://iki-hospital.jp/</p> |
| 入札日時及び場所 | 令和 7 年 2 月 10 日 (月) 午前 10 時 00 分から | 〒811-5132 長崎県壱岐市郷ノ浦町 1626 番地 長崎県壱岐病院 2 階第一会議室 |
| 競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所 | 落札候補者決定通知の翌日から起算して 3 日以内 | 3 の入札等担当部局へ持参 |

(注 1) 上記の期間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成 21 年長崎県病院企業団条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（来所する場合は正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(注 2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号 [最終改正 令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 435 号]）」を準用するものとする。なお、3. 最低制限候補価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）におけるランダム係数は使用しないものとする。

7 入札方法 紙入札で行う。

8 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の 100 分の 5 を徴収する。

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、長崎病院企業団財務規程第 147 条各号に掲げる担保の提供、第 148 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険証券又は同条同項第 2 号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から 2 番目、3 番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 入札の無効

共通事項書 1 4 の (1) ～ (13) 及び (15) ～ (16) に該当する場合は入札無効とする。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（長崎県壱岐病院）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。

1.2 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

1.3 その他

(1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県病院企業団財務規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13～14、17(1)(4)、18(2)～(5)を準用する。

ただし、入札執行回数は2回を限度とし、この限度内に落札者がいない場合で、随意契約ができると認められるときは最低の価格をもって有効な入札を行った者と見積協議を行う。

(2) 不明な点に関する問い合わせ先

3の入札等担当部局